

第2回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年2月7日(月)
- 2 開会日時及び場所
令和4年2月7日(月) 午後2時07分
吾妻町ふるさと会館2階研修室第1及び各支所会議室(リモート開催)
- 3 閉会日時 令和4年2月7日(月) 午後3時35分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治
18番 林田 剛	19番 馬場 保		

(2)欠席者(1名)

15番 森崎 茂徳

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第10号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第7 報告第1号 非農地判断の取消について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農振重要変更(除外)に係る意見聴取について
- (2) 農地利用最適化交付金の分配方法について

(3) 農業委員会だより（最終）について

8 その他

令和4年度農業委員会会議日程（案）について

午後2時07分開会

○事務局長（増富 浩彦君） 議事に入る前に、申請の取り下げを3つお願いします。まず25ページ、整理番号22番の4608番4のほうを1筆、次に、31ページ、整理番号33番の234番2、195平米のほう、もう1件は、議案書37ページ、整理番号43番の3筆のうち畑の2筆分が取り下げられましたので、削除願います。

議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

また、基盤強化法の集積計画では、池田委員、鶴崎委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等のための発言は差し支えありません。

また、他の案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

本日は、森崎委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第27条第3項の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして皆さん、こんにちは。

なかなかコロナ禍ということで、皆さん方にもご迷惑をおかけしておりますが、よろしく協力のほどお願いします。

それでは、本題に入ります。

ただいまから、令和4年度第2回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規定第12条の規定より、10番、草野有美子委員、14番、東康敬委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第1号非農地判断の取消についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第6号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号58番から63番まで6件の申請があつております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。東部調査会関係分は、申請番号58番から59番です。

申請番号58番は、耕作利便のため買い受ける案件、59番は、耕作利便のため、もらい受ける案件です。

申請番号58番から59番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号58番から59番についてご質疑がありましたらお願いします。（発言する者あり）

議席番号4番 池田委員の発言を許します。

○委員（4番 池田 兼三君） 59番です。いいですか。

○議長（馬場 保君） はい。

○委員（4番 池田 兼三君） 59番の、この対価0円はどがん意味ですか。買い受けであつて、対価0円でしょう。995平米と57平米。

○委員（9番 徳永 玉義君） 事務局お願いします。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。59番ですかね。

○議長（馬場 保君） 池田委員、聞こえますか。

○委員（4番 池田 兼三君） はい。

○事務局（原田 誠二君） 59番は、実は以前に土地改良事業ばしとつとこで、要は、本当は変えんばいけんやったとが、変わつとらんやったてやつです。

なので、一応、今回無償でやり取りをするということになっています。

以上です。

○委員（4番 池田 兼三君） 今回、農地改良ですね。はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） 議席番号4番、池田委員の発言がありました。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号60番から63番です。

申請番号60番は、後継者が義理の親より譲り受ける案件、61番から63番は、貸付人が耕作できないため、借り受ける案件です。

申請番号60番から63番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号60番から63番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第6号、申請番号58番から63番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第7号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号26番から27番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号26番です。

26番は、簡易手続相当の違反案件による追認申請です。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であるという要件に該当すると思われれます。

申請地は、令和3年12月27日に農振除外が行われ、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

平成9年に住宅を建築する際、建物部分ぎりぎり分筆し、農地の部分を庭の一部と農機具置場として利用されてきました。それ以来、残りは庭園と農機具置場として利用しているそうです。

申請番号26番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号26番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号27番です。

申請番号27番は一般個人住宅用地への追認案件です。

平成7年に住宅と倉庫をそれぞれ別人が建築した際、所有者が違うため、道路からの進入口を分けたほうが便宜上都合がよいと考え、コンクリートブロックで区画したとのことです。

申請地は令和3年12月27日に農振除外済み、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第1種農地と判断しました。

しかし、既存集落に接続していて、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であるため、例外的に許可できる案件と思われま。

申請番号27番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号27番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第7号、申請番号26番から27番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第8号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号82番から89番まで8件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号82番となります。

申請番号82番は、一般個人住宅と進入路への転用申請です。

申請地は、令和3年12月27日付で農振除外済み、10ヘクタール未満の農地の区域内にあり、第2種農地と判断しました。

申請番号82番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号82番についてご質疑がありましたらお願いします。——ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、83番から87番です。

申請番号83番は、一般個人住宅用地への転用申請です。

申請地は令和3年12月27日付で農振除外済み、水道管と下水道管が埋設された道路に面しており、500メートル以内に吾妻中学校と歯科が存在するため、第3種農地と判断しました。

申請番号84番は、集合住宅への転用です。

申請地は、農振白地、市役所からおおむね300メートル以内の区域のため、第3種農地と判断しました。

申請番号85番は、一般個人住宅への転用を計画されています。

申請地は、令和3年12月27日付で農振除外済み、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。

しかし、既存集落に接続しているため、例外的に許可できる案件であると思われます。

申請番号86番も一般個人住宅への転用申請です。

申請地は農地白地、10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから、第2種農地と判断しました。

申請番号87番は、店舗の駐車場と浄化槽用地への転用申請が提出されています。

申請地は、令和3年12月27日付農振除外済み、10ヘクタール以上の農地の集団にあることか

ら、第1種農地と判断しました。

しかし、今回の転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号83番から87番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号83番から87番について、ご質疑がありましたらお願いします。——ご質疑ございませんか。（発言する者あり）すみません。

○委員（8番 中川 實美君） 8番の中川です。

○議長（馬場 保君） はい、お願いします。議席番号8番、中川委員の発言を許します。

○委員（8番 中川 實美君） 工事計画で4年の2月7日になっとつのは……。

○議長（馬場 保君） すみません。何番でしょうか。

○委員（8番 中川 實美君） 受付番号83番。

○議長（馬場 保君） はい、お願いします。

○委員（8番 中川 實美君） 工事計画が4年2月7日になっとつとですけど、その日付でしょう。

別添の21ページ。

○議長（馬場 保君） 事務局よりお答えします。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。工事計画のところで令和4年2月7日ということについてお尋ねでしょうか。

○委員（8番 中川 實美君） そうです。

○事務局（藤吉 文女君） はい。2月7日、今日なんですけど、許可が下り次第という意味で7日と書かれております。

○委員（8番 中川 實美君） 許可が下り次第ということで7日と書かれておる。

はい、了解しました。分かりました。

○議長（馬場 保君） はい。議席番号8番、中川委員の発言がありましたが、ほかにご質疑ございませんか。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。

○議長（馬場 保君） 議席番号14番、東委員の発言を許します。

○委員（14番 東 康敬君） 申請番号84番の地図を見たときに、農地のほぼ中心になるような土地ですね。ここら辺の考え方がどうなっているのかをお願いします。

○議長（馬場 保君） 事務局よろしいですか。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。

転用で造られるのが大東建託だったので、代理人さんにもかなり今までの経過とか予想されることとして、地権者とか周りの方に対する説明を行ったのかの確認を行いました。

貸し人さんと転用者は親子に当たられるんですけど、周りの地権者の方に直接お会いされて説明をされたそうです。特に反対の声は上がらなかったということでした。

造られた後の営農活動についても理解を求めるよう説明をするということ、行政書士に伝えました。

以上です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） オーケーです。

○議長（馬場 保君） はい。

議席番号14番、東委員の発言がありましたが、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会をお願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 西部調査会です。聞こえますか。

○議長（馬場 保君） 聞こえます。

○委員（7番 草野 英治君） はい。このまま行きます。

議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号88番、89番です。

申請番号88番は、神社駐車場への転用申請です。

申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号89番も駐車場への転用を計画されています。

申請地は、令和3年12月27日付農振除外済み、10ヘクタール以上の農地の集団内にあることから、第1種農地と判断しました。

しかし、転用者は鮮魚店を営んでおり、業務上必要な施設で地域集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号88番、89番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号88番から89番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ござい

ませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第8号、申請番号82番から89番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第9号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第9号の朗読〕

取下げの追加をお願いします。

議案書34ページ、整理番号39番も取り下げられましたので、削除をお願いします。議案書11ページ、整理番号1番から、議案書60ページ、整理番号82番までです。

整理番号1番から17番については、貸借に係る案件、18番から22番については所有権移転に係る案件、23番から38番、40番から82番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第9号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から17番について、ご質疑ありませんか。——ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に所有権移転に係る整理番号18番から22番について、ご質疑ありませんか。——ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号23番から38番、40番から82番について、ご質疑ありませんか。

まず、22番から42番までをお願いします。——ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に43番から82番までをお願いします。——ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、池田委員、鶴崎委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

〔4番 池田委員 12番 鶴崎委員 退室〕

○事務局長（増富 浩彦君） すみません、事務局です。

一番最初に、私のほうが議案の訂正ということで25ページの整理番号22番、4608の4を取下げですということでもらったんですけど、金額までは言っていなかったの、金額まで訂正をお願いします。70万円となっておりますところを40万円に訂正をお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） それでは、先ほどの議案の件に戻ります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第9号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、池田委員、鶴崎委員の入室を求めます。

〔4番 池田委員 12番 鶴崎委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第6、議案第10号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書61ページを御覧ください。

〔議案第10号の朗読〕

議案書62ページ、整理番号1番です。

本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第10号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

議席番号2番、内田委員の発言を許します。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、内田です。

別添のほうで、借地の10アール当たり1万7,897円やったら8,000円でよかはずばってん。6,600円へ訂正とある。これは、6,600円なら、ここは1万7,897円じゃなくて、1万4,000幾らになると思うとですけど。

こっちは訂正したなら、こっちも訂正してもらわんばと思うとですけど。

以上です。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしく説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。申し訳ありませんでした。後で訂正するように伝えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） 議席番号2番、内田委員の発言がありましたが、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第10号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第7、報告第1号非農地判断の取消について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書63ページを御覧ください。

〔報告第1号の朗読〕

議案書64ページ、整理番号1番です。

こちらについては、平成30年の農地パトロールでB分類とされていましたが、横田地区土地改良事業の事業用地として認定され、農地でなければ事業参加ができないため、非農地の取消しを申し出られたものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第1号について、質問がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

3時15分から開会します。

午後3時05分休憩

.....
午後3時15分再開

○議長（馬場 保君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議事項に入ります。農振重要変更（除外）に係る意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

一応、お手元の資料の確認をします。資料が1から5ございますでしょうか。

まず資料1と2をお手元にご準備ください。

それでは、農林課のほうから農振除外の意見聴取が来ております。今から資料1を読んでいきますので、資料1をお開きください。資料1の1ページです。

まず、整理番号、重の3—16国見町の案件です。

申請理由としまして、国見町において自動車販売店を経営しており、現在は市外集合住宅から勤務地に通っているそうです。家族が増えたことと実家のそばがいいということで、そこに一応家を建てたいとのことでした。

すみません、資料は、写真とか資料2の1から5ページです。

一応、農業委員会の意見としましては、第1種農地であるんですけども、集落接続、これで一応許可見込みはできるかなと思っております。

次に、重の3—17、国見町です。

ここについても、これは結婚を機に新しい住居が必要になったと。それと、今あるところが河川の近くで災害等でちょっと怖いと。農機具用のスペースとかもないので、この申請のところに農家用住宅ですね、農業スペースとかそういうのを含めて建築したいということでした。

一応、農業委員会としましては、ここは第2種農地になるんです。なので、あと一般計画等、こういうのを見たら許可相当かなと思われると思います。

すみません。質問はちょっと最後にします。案件を読み上げていきます。

次が重の3—18、吾妻町です。

一応、ここも住宅を建てるということで申請が上がっております。

ここは市役所からおおむね500メートル以内にあるため、第2種農地と判断されますので、まず一般計画等で転用見込みになるかと思えます。

次が重の3-19、吾妻です。

こちら今住んでいる住宅が高規格道路の買収にかかっております。なので、自分の近くの農地に建てたいということです。

ここは、第1種農地でございます。ただし、集落に接続しているということで許可相当かなと思えます。改良区の意見書も出されております。

次が重の3-20、吾妻です。ここ、追認申請となっております。

まず、宅地のところの入り口ですとか宅地の一部分として昭和50年ぐらいから使用しているということです。

一応ここが第1種農地ではございます。ただし、ここに住んでいらっしゃる方の必要な施設ということで、集落接続には該当すると思われます。それと、20年以上引き続き非農地化なので、例外的に許可もできるかと思われます。

次が、重の3-21、吾妻です。ここは資材置場用地ということです。

ここは10ヘクタール未満の第2種農地となっておりますので、許可相当かと思われます。

次が、重の3-22、愛野町です。

ここは、前回、中古車展示場で一旦転用されたんですけど、1種農地の2分の1以内に収まらなかった部分を分筆して、それ以外を転用されています。

ということで、今回も第1種農地であるんですけども、当該施設は2分の1以上を超えないということで許可相当かと思われます。

次が重3-23、小浜町です。

ここは事業用地として一応、除外を申し出ているみたいです。

こちら10ヘクタール未満なので、第2種農地と判断できるかと思えます。立地基準は一応クリアしているかと思えます。

次に、重3-24、南串山町です。

ここが、現自動車屋さんの敷地がちょっと足りないということで、新中古車販売用と、その事業の拡大により国道を挟んだ対面を重変したいということです。

一応こちらは、10ヘクタール未満の農地ということで第2種農地で考えております。

次が、整理番号、重3-25、南串山町です。重の3-25との3-26、これ同じ人で追認です。要は、昭和48年と平成6年に増築とか駐車場用地で無断転用されています。

一応、ここも立地基準は第1種農地となります。ただし、敷地の部分が宅地の2分の1以下なので、

両方転用可能と思われます。20年以上引き続き非農地なので、許可は可能かと思えます。

以上で、こういうふうに回答したいと思いますが、何かありましたらよろしくお願ひします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。——ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、次の農地利用最適化交付金の分配方法について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

次、資料3を御覧ください。

こちらは、前回の各地区調査会でお配りした分です。最適化交付金の委員さんへの追加配分の配分案です。この黄色塗っているところ、1,349万7,600円です。これを農業委員さん、推進委員さんで案分します。案分方法は去年と一緒ですけども、次の2ページ、3ページに載っております。

前回からお配りしているので、説明は、今日は省きます。何かご質問があればお願ひします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。——意見、質問等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、次の農業委員会だよりについて、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

お手元の資料4番です。

前回、総会でも諮らせていただいたんですけど、今回は最終（案）ということで、お手元、お届けしております。

何か意見ございましたら、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、その他に移ります。

事務局または皆さんから何かありませんか。

○事務局（原田 誠二君） すみません、事務局からです。

すみません、ちょっとさっき言い忘れまして。資料3の交付金の配分ですけども、一応ここで承

認取れば、推進委員さんにもこれで通知をしたいと思います。一応、推進委員さんのほうからは、ちょっと今、コロナで集まれていないので、前回の推進会議同様、書面決議で頂こうかと思っておりますので、ご了承ください。

次に、その他です。資料5を御覧ください。資料5です。

令和4年度の農業委員会の会議日程（案）ということで作っております。

一応、大体、調査会、例会月は月の終わり3か日間なんですけれども、まず一番上、3月、ここが28、29、30と1日前倒しになっております。

それと、ナンバー10番のところ。年末です、今度。年末が12月23日、12月26日、12月27日と、ここも1日ちょっと。去年と一緒にですね、前倒ししております。

それと、一番最後の欄、下から2番目です。令和5年の3月28日、29日、30日も1日前倒しております。

それと、県南地域の農業委員研修会ですけれども、一応ちょっとまだ未定なので、すみません、ここは令和4年の8月を、ちょっとまた予定しております。あくまで予定ですので、もし変更等あったら、また事前にご連絡は差し上げたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。——ご質問等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、これをもちまして農政推進に係る協議を終了します。委員の皆様お疲れさまでした。

午後3時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 2月 7日

議 長

署名委員

署名委員